

1 2 月 5 日 ( 第 1 号 )

# 平成28年第6回豊能町議会定例会会議録目次

平成28年12月5日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
(議案提案説明)	
第43号議案 職員の退職管理に関する条例制定の件	5
第44号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	5
第45号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件	6
第46号議案 豊能町特別会計条例改正の件	6
第47号議案 豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件	7
第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件	7
第49号議案 豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件	8
第50号議案 指定管理者の指定について	8
第51号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件	9
第52号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	11
第53号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	12
第9号認定 平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について	13

第 5 4 号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 改正の件……………	1 3
第 5 5 号議案	豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例改正の件……………	1 4
第 5 6 号議案	豊能町特別職の議員の給与に関する条例改正 の件……………	1 4
第 5 7 号議案	豊能町一般職の給与に関する条例改正の件……………	1 5
第 5 8 号議案	平成 2 8 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 5
第 5 9 号議案	平成 2 8 年度豊能町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算の件……………	1 6
散 会 の 宣 告	……………	1 6

## 平成28年第6回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成28年12月5日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 13名

1 番	寺脇 直子	2 番	管野英美子
3 番	永谷 幸弘	4 番	橋本 謙司
5 番	井川 佳子	6 番	高橋 充徳
7 番	小寺 正人	8 番	永並 啓
9 番	竹谷 勝	10 番	福岡 邦彬
11 番	高尾 靖子	12 番	西岡 義克
13 番	川上 勲		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	南 正好
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	板倉 忠
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	増田 稔		

## 議事日程

平成28年12月5日(月) 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第43号議案 職員の退職管理に関する条例制定の件
- 日程第 4 第44号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 日程第 5 第45号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 日程第 6 第46号議案 豊能町特別会計条例改正の件
- 日程第 7 第47号議案 豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 日程第 8 第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
- 日程第 9 第49号議案 豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件
- 日程第10 第50号議案 指定管理者の指定について
- 日程第11 第51号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第12 第52号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第13 第53号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第14 第 9号認定 平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 第54号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
- 日程第16 第55号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 日程第17 第56号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 日程第18 第57号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

- 日程第 19 第 58 号議案 平成 28 年度豊能町一般会計補正予算の件  
日程第 20 第 59 号議案 平成 28 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

開会 午前9時30分

○議長（福岡邦彬君）

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第6回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、池田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

池田勇夫町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、おはようございます。

平成28年度第6回豊能町議会開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

爽りの秋あつという間に過ぎ去りました。もう寒波が来る冬が到来してきております。皆さん方におかれましては、お体に十分御自愛をいただき、12月定例会を乗り切っていただきたい、このように思います。

土曜日でございましたけれども、新名神箕面トンネルの開通式がございまして、私、議長、副議長ともどもに出席をさせていただきました。詳細にわたっては申し上げることが時間がかかりますので、申し上げますけれども。かなりいい経験をさせていただいたなって言いながら、議長、副議長と帰ってきたところでございます。新名神もあと1年すれば半分が開通していくということでございます。これから先の豊能町におきましても、やはりこの新名神に従って、何とかこのまちおこしをしていかなくはならないなというふうな思いを持って帰ってきたところでございます。

まことに申しわけございませんけれども、一点御報告がございまして。土曜日の10時に稲敷から汚染物のドラム缶6本をこちらのほうに持って帰りました。これにつきましても、余野の地域の皆さんには事前にこ

ういう形で持って帰ってくるということをお願いして、了解をとっております。ここで皆さん方に御報告を申し上げておきたい、このように思います。汚染物につきましては2.4ピコという数字で持って帰っておりますので、完全無害化ではございませんけれども、安全、安心の汚染物であるというふうに私は認識しております。ちょうど事務所の横に置かせていただいて、きょう報道にも報告をしていくということでございますので、どうか一つよろしく御理解のほどをいただきたいと、このように思っております。

まず、本定例会に議案を提案させていただいております。どうか皆さん方に置かれましては、慎重審議いただきまして、御決定いただきますように、よろしくお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども開会の言葉にかえさせていただきます。どうか一つよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。申し出どおり、写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番・菅野英子議員及び3番・永谷幸弘議員を指名いた

します。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3「第43号報告 職員の退職管理に関する条例制定の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

おはようございます。

第43号議案、職員の退職管理に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページ、条例の概要説明資料も合わせてごらん願います。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理の円滑な実施を図るため、条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明を申し上げます。第1条は条例の趣旨でございます。第2条は国の部長、課長相当職についていた再就職者による働きかけ規制の規定でございます。営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長、課長相当職、これは規則において課長級以上の職員とする予定でございますが、それについていた者は、当該職についていたときに在籍していた執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務であって、離職した日の5年前の日より前の

職務に属する者に関し、辞職後2年間職務上の行為をするよう、またはしないように要求し、または依頼してはならないとするものでございます。

第3条は任命権者への再就職情報の届出の規定でございます。管理または監督の地位にある職員、これも規則におきまして課長級以上の職員とする予定でございますが、その職員であった者は離職後2年間営利企業以外の法人、その他の団体の地位についていた場合、これは報酬を得る場合に限りませんが、その場合、または営利企業の地位についていた場合、日々雇い入れられる者となった場合、その他規則で定める場合を除き、再就職情報を届け出なければならないとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(福岡邦彬君)

日程第4「第44号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長(木田正裕君)

それでは、第44号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書の4ページをごらんください。

今回の改正は豊能町障害者計画等の策定についての、調査、審議に関する事務を行う附属機関を設置するもので、附属機関の名称は、豊能町障害者計画等策定委員会でございます。調査審議の内容は、平成30年度を初年度とする第4期障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の3計画を一体的な作成に関するものでご

ございます。

第1条第1号の町長の附属機関の表に、豊能町障害者計画等策定委員会を追加いたします。施行期日は公布の日でございます。また、豊能町報酬及び費用弁償条例別表第2条関係でございますが、障害者計画等策定委員会委員を追加し、同委員の日額を7,000円と定めるものでございます。説明は以上でございます。御審議をいただき御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第5「第45号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第45号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件について御説明申し上げます。議案書の6ページから8ページ、条例の概要説明資料も合わせてごらん願います。

本件は、雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について所用の改正を行うものでございます。それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

なお、改正内容は、平成29年1月1日より65歳以上の雇用者につきましても、雇用保険の適応対象となることに伴うものでございます。規定の内容といたしましては、65歳以降に採用された職員が退職して求職活動をする場合、同職員の退職手当額が雇用保険法の高年齢求職者給付金対象相当額に満たない場合、または退職手当の支給を受けない場合は、高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給するというものでございます。

また、65歳以降に採用された職員が退職して求職活動をする場合、同職員で退職手当の支給を受けることができる者は、雇用保険法の求職活動支援費相当額を求職活動支援費の支給の条件に従い、退職手当として支給するというものでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行することと経過措置を規定するものでございます。説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第6「第46号議案 豊能町特別会計条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

おはようございます。

それでは、第46号議案、豊能町特別会計条例改正の件について提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、生活排水処理事業特別会計を下水道事業特別会計に統合することに伴い、豊能町特別会計条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改訂内容の御説明をいたします。豊能町特別会計条例の第1条第6号、これは豊能町生活排水処理事業特別会計でございますが、豊能町下水道事業特別会計に統合するため削除をするものでございます。

また、附則としまして、この条例の施行日は平成29年4月1日とし、平成28年度中の収入及び支出並びに同年度の決算に関しましては従前の例によるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第7「第47号議案 豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第47号議案、豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の11ページから24ページ、条例の概要説明資料を合わせてごらん願います。本件は地方税法及び所得税法の改正に伴い、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の一部を改正するものでございます。以下概要説明資料をもとに御説明申し上げますので、資料のほうをごらん願います。

今回の改正点は主に4点でございます。まず1点目は1の①、個人住民税における医療費控除の特例の創設についてでございます。医療費控除の特例として、医療用から一般用に転用された医薬品について、定期健康診断の受診など、健康の維持増進や疾病の予防について、一定の取り組みを行っていた場合には、その医薬品の購入費用を控除対象とするものでございます。

2点目は1の②、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等について住民税を課すものでございます。特例適用利子及び特例適用配当とは、国内居住者が外国の銀行から受け取る利子、配当のことであり、政令により台湾が指定されております。なお、今回の税条例改正に伴い、国民健康保険税所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額にこれを含めるものといたします。

3点目は、2番の太陽光発電や風力発電など、再生エネルギー発電設備に係る固定資産税に関し、地域決定型の特例措置を規

定するものでございます。

4点目は3番の軽自動車税のグリーン化特例の延長に伴い規定の整備をするもので、環境負荷の小さい軽自動車の普及促進を図るため、電気自動車や燃費基準が一定以上に達している自動車について、税率を軽減する措置が平成28年度に講じられましたが、この特例措置を1年間延長するものでございます。

資料の4番、国保税は1の②で申し上げたとおりでございます。

その他としては、延滞金の計算期間の見直しと、条文整理を行います。

なお、この条例の施行期日は特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例、及び固定資産税特例措置の追加については、平成29年1月1日から。軽自動車税のグリーン化特例の延長については、平成29年4月1日から。個人住民税に係る医療費控除の特例については、平成30年1月1日からといたします。説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第8「第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件につきまして提案の理由を説明させていただきます。

本件につきましては、生活排水処理事業特別会計を下水道事業特別会計に統合することに伴い、消費税法の利用者免除制度の特例措置制度が適用されなくなるため、消費税及び地方消費税について規定するもの

でございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。

条例第13条は使用料の徴収の規定で、使用料は別表ですが、表の下段に備考として使用料の額には消費税及び地方消費税相当額を含むを加えるものでございます。附則としまして、この条例は平成29年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第9「第49号議案 豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

南建設環境部長。

○建設環境部長（南 正好君）

第49号議案、豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件について御説明いたします。

議案書27ページをごらんください。今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設が行われたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を定めるものでございます。

議案書28ページから29ページ、並びに新旧対照表をごらんください。豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例から御説明いたします。農業委員会の選出については、これまでの公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に改正されたこと、及び農地利用最適化推進委員制度が新設されたことにより、条例の題

名を豊能町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例と改めるものでございます。

条文につきましては、これまでは定数を定める一文のみであったものを、第1条に条例の趣旨を追加し、第2条では農業委員の定数を14名と改め、第3条では新設された農地利用最適化推進委員の定数を4名としたものでございます。

第2条、次の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の条項が変更されたことに伴う文言整理でございます。附則において、この条例は公布の日から施行することとし、それに伴い現委員に対する経過措置を定めるとともに、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、豊能町報酬及び費用弁償条例を一部改正し、同委員の報酬を年額10万5,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第10「第50号議案 指定管理者の指定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

失礼します。第50号議案、指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書30ページをごらんください。

本議案は、豊能町立スポーツセンターシーツスの指定管理者を地方自治法第244条の2第3項の規定により管理を行わせるものを指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回提案いたします指定管理者は、東

京都文京区後楽1丁目3番61号、東京ドームグループの代表者であります株式会社東京ドーム代表取締役社長長岡 勤氏でございます。当指定に関しましては、現指定管理契約が平成29年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を定めるため公募を行ったところ、7団体からの応募がありました。1次審査、2次審査を行った結果、当団体が適正であると認められましたので、指定管理者として御決定いただきたく上程させていただくものでございます。指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第11「第51号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

それでは第51号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度豊能町一般会計補正予算第5回でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,920万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,916万円とするものでございます。補正後の款、項の区分及び歳入歳出予算の金額は2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許費の補正でございますが、5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費に記載のとおり、地域防災行政無線整備事業、臨時福祉給付金（経済対策）給付事業、吉川消防団詰所整備事業の3事業について、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、第3条といたしまして、債務負担行為の補正でございますが、6ページをお開き願います。第3表債務負担行為の補正のとおり、障害者計画等策定事業を追加するものでございます。なお、実際の業務は平成29年度から開始いたしますので、予算の執行は平成29年度予算となるものでございます。

次に、第4条といたしまして、地方債の補正でございますが、7ページをごらん願います。第4表地方債補正のとおり、追加と変更がございます。

まず追加でございますが、地域防災行政無線整備事業について、地方債を新たに発行するものでございます。

次に変更でございますが、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴い、減額補正をするものでございます。それでは、今回の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。16ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の2、人事給与管理事業でございますが、特別職報酬等審議会を設置することに伴う委員報酬でございます。

次の7基金管理事業でございますが、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるもの、及び吉川財産区の解散に伴う財産区会計の残額を、旧吉川財産区基金に積み立てるものでございます。

目5・財産管理費の1、庁舎等管理事業及び、目7・支所の2、庁舎管理事業でございますが、いずれも公用車の購入に伴う入札差金を減額するものでございます。

目10・防災諸費の2、防災対策事業でございますが、地域防災行政無線の整備に係る費用を補正するものでございます。なお、本件は翌年度に繰り越して執行いたします。

目11・自治振興費の2、防犯等事務事業でございますが、地域の防犯ボランティアの拠点となる地域安全センターにおいて購入する物品に対して補助を行うものでございます。

次に17ページの款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の1、人件費事業及び一番下の13、臨時福祉給付金（経済対策分給付事業）でございますが、消費税の引き上げに伴う家計への負担を軽減するため、臨時福祉給付金の経済対策分に係る費用でございます。なお、本件は翌年度に繰り越しをいたします。

2、国民健康保険特別会計事業勘定繰越金事業でございますが、基盤安定制度に係る国、府支出金と、精神・結核医療給付費の増額に伴い特別会計へ繰り出し金を補正するものでございます。

7、障害者自立支援事業と12、臨時福祉給付金等給付事業につきましては、事業確定に伴う国、府への償還金でございます。

10、障害者福祉事務事業でございますが、障害者計画の策定に係る費用及びマイナンバー制度に伴う障害福祉システムの改修に係る費用でございます。

11、障害児福祉事務事業でございますが、障害児通所支援事業に係る給付費の増額に伴う費用及び事業確定に伴う国、府への償還金でございます。

次に18ページをお願いいたします。目2・老人福祉費の3、介護保険特別会計事業勘定繰り出し金事業でございますが、介護保険総合システムの整備費用を特別会計へ繰り出すものでございます。

次の10、地域介護福祉空間整備推進事業でございますが、国の補助金を活用して、介護サービス事業者が介護支援用ロボットを整備する費用に対して補助するものでございます。項2・児童福祉費、目3・児童措置費の2児童手当支給事業及び19ページの項3・国民年金費、目1・国民年金事務取扱費の2、国民年金事業につきましてはともに事業費確定に伴う国への償還金でございます。款4・衛生費、項1・保健衛生費、2予防費の2成人健康増進事業費でございますが、マイナンバー制度に伴い予防接種システムを改修するものでございます。

次に20ページをお願いいたします。項2・清掃費、目1塵芥処理費の2、広域ごみ処理事業でございますが、豊能郡環境施設組合に対する負担金でございます。款9・消防費、項1・消防費、目2・非常備消防費の1、消防団活動事業でございますが、吉川消防分団の詰所新築移転工事に係る設計業務及び土地購入費でございます。なお、本件は翌年度に繰り越して執行をいたします。21ページの款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の11、子ども子育て支援事業につきましては、事業費確定に伴う国への償還金でございます。歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。11ページをお開きください。

款9・地方特例交付金及び款10・地方交付税の普通交付税でございますが、いずれも交付額の確定に伴う補正でございます。12ページをお願いいたします。款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉総務費国庫負担金の1、国民健康保険基盤安定繰入金国庫負担金でございますが、基盤安定負担金の国庫分でございます。

次の3、障害児施設措置費給付等国庫負担金でございますが、障害児通所支援事業の給付にかかる国庫負担金でございます。節4・児童措置費国庫負担金の1、児童手当国庫負担金でございますが、平成27年度事業費の確定に伴う交付でございます。項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金の節3・電子計算費国庫補助金でございますが、マイナンバー制度に伴うシステム改修事業に対して交付されるものでございます。目2・民生費国庫補助金の節1・社会福祉総務費国庫補助金でございますが、臨時福祉給付金の経済対策分に対して交付されるものでございます。

次の節2・老人福祉費国庫補助金でございますが、介護サービス事業者による介護支援用ロボットの整備費用に対して補助に対して交付されるものでございます。

次に13ページの款15・府支出金、項1・府負担金、目1・民生費負担金、節1・社会福祉総務費府負担金の1、国民健康保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、基盤安定負担金の府費分でございます。

次の3、障害児施設措置費（給付費等府負担金）でございますが、障害児通所支援事業の給付にかかる府負担金でございます。

次に、項2・府補助金、目1・総務費府補助金の節4・自治振興費府補助金でございますが、地域安全センターの物品購入に補助する費用に対して交付されるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整として減額するものでございます。目5・旧吉川財産区基金繰入金でございますが、吉川消防分団の詰所新築移転工事に係る費用の財源として繰り

入れるものでございます。項3・財産区繰入金、目1・吉川財産区繰入金でございますが、吉川財産区の解散に伴い、財産区会計の残額を旧吉川財産区基金へ積み立てる財源として繰り入れるものでございます。

最後に15ページをお願いいたします。款19・繰越金は前年度繰越金の確定に伴うものでございます。款21詳細は7ページの第4表地方債補正のところで御説明を申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、御決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第12「第52号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第52号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件第2回につきまして、提案理由の説明をいたします。補正予算書の1ページをお開き願います。平成28年度、豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2回でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ82万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,121万8,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明申し上げます。7ページをごらん願います。

款2・保険給付費、項6・精神結核医療給付費、目1・精神結核医療給付費の34万6,000円は精神結核医療費に不足が生じる見込みであるため。また、款8・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費、目1・特定健康診査等事業費の48万3,000

0円は平成27年度の特定健康診査事業費の確定により、国、府への償還のためそれぞれ補正するものでございます。

続いて歳入の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。款8・繰入金、項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金は応益割保険税の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援が昨年度から公費追加で恒久化されたことにより、増額となった保険基盤安定負担金を受け入れた一般会計から町の負担分4分の1を上乗せして国保会計に繰り入れるものですが、ルール分以外のその他繰り入れ解消のための減額を差し引いた34万6,000円を歳出で説明いたしました精神結核医療給付費の財源とするものでございます。款9・繰越金、項1・繰越金、目2・その他繰越金の48万3,000円は歳出で説明いたしました特定健康診査事業費の確定による償還金の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議をいただき、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第13「第53号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第53号議案、平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件第2回について提案理由の説明をいたします。補正予算書の1ページをお開き願います。平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算第2回でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,596万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,128万6,

000円とするものでございます。第2条といたしまして債務負担行為の補正でありませんが、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の記載のとおり、介護保険計画策定事業及び介護保険システム整備事業について追加するものでございます。このうち、介護保険計画策定事業の実際の業務は、平成29年度からの開始となりますので、予算執行は平成29年度予算からとなるものでございます。それでは今回の補正内容について、歳出より説明させていただきます。8ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費、介護保険事務事業の972万円ではありますが、法に基づき来年度から実施する総合事業に対応するため、総合事業システムを整備するものでございます。この事業につきましては、4ページで説明をいたしました債務負担行為による事業でございます。

款5・基金積立金、項1・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の6,624万円は、平成27年度介護保険料の余剰分を積み立てるものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。7ページをごらんください。款7・繰入金、項1・一般会計繰入金、目4・その他一般会計繰入金の1、事務費繰入金ではありますが、歳出で説明申し上げた介護保険総合システムの整備をする費用について一般会計から繰り入れるものでございます。

款9・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金の1、前年度繰越金6,624万円は平成27年度決算における繰越金で、基金に積み立てる財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第14「第9号認定 平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第9号認定、平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の内容につきまして、概要を延べ提案説明とさせていただきます。本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけまして、議会の認定にするものでございます。

それでは、平成28年度大阪府豊能郡豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算書をお開き願います。決算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。歳入合計は1億3,264万1,585円、歳出合計は1億3,264万1,585円で、差引残高はゼロ円でございます。

2ページをお願いいたします。歳入は款1・財産収入3万2,776円で、基金の解約で生じた利息と普通預金の解約に伴う利息の合計でございます。款2・繰入金1億3,236万2,970円は基金解約後の総額でございます。款3・繰越金24万5,839円は前年度からの繰越金でございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。歳出は款1・議会費18万1,249円は議員7名の報酬で、4月から8月の5カ月分を支払ったものでございます。款2・総務費3万5,973円は、基金の解約で生じた利息と財産区が所有していた全ての土地6筆の所有権移転登記手続に要した印紙代でございます。款3・諸支出金1億3,242万4,363円は、基金及び一般会計分を合わせました総額で、豊能町一般会計へ

繰り出したものでございます。なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定いたします、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は4ページから12ページに記載をしているとおりでございます。

以上簡単でございますが、決算の概要と説明をさせていただきます。御審議の上、御認定を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第15「第54号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第54号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。これよりは追加してお配りした議案書をごらん願いたいと思っております。追加議案書の1ページから3ページ、条例の概要説明資料も合わせてごらん願います。

本件は、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正内容に準じ、介護のため1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。第11条の休暇の種類に介護時間を新設し、第15条の2では、介護時間の措置内容として職員が要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤

務しないことを承認できる制度とし、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給とするものでございます。

第15条では、介護休暇を請求できる期間につきまして、現行では1つの要介護状態ごとに当初請求期間の延長期間3月を加え、連続する6月の範囲内としていますが、これを通算して6月の期間内として、3回まで分割できるように改正するものでございます。

また、第16条では、休暇等の承認に介護時間を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行することと、この条例の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第16「第55号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第55号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。追加の議案書の4ページ、5ページと条例の概要資料も合わせてごらん願います。本件は国において行われる一般職の国家公務員等の期末勤勉手当に関する措置内容に鑑み、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について申し上げます。第1条では今年度12月期の期末手当を0.2月分引き上げ、2.325月分とするもので、これにより年間の支給月数を4.3月分とするものでございます。これ

は昨年度0.1月分の引き上げを見送ったことから、今年度の0.1月分を加え、0.2月分の引き上げとするものでございます。

次に第2条では、来年度以降の期末手当の支給月数の配分を改訂し、6月期は0.1月分引き上げ、2.075月分とし、12月期は0.1月分引き下げ2.225月分とするものでございます。附則といたしまして、この条例の施行日及び適用日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第17「第56号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第56号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。議案書の6ページ、7ページと、条例の概要説明資料を合わせてごらん願います。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員等の期末勤勉手当に関する措置内容に準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、条例の内容について御説明を申し上げます。第1条では、今年度12月期の期末手当を0.2月分引き上げ2.325月分とするもので、これにより年間の支給月数を4.3月分とするものでございます。これは昨年度0.1月分の引き上げを見送ったことから、今年度の0.1月分を加え、0.2月分の引き上げとするものでございます。

次に第2条では、来年度以降の期末手当

の支給月数の配分を改訂し、6月期は0.1月分引き上げ2.075月分とし、12月期は0.1月分引き下げ、2.225月分とするものでございます。附則としまして、この条例の施行日及び適用日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第18「第57号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第57号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。議案書の8ページ以降と条例の概要説明資料を合わせてごらん願います。

本件は、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定等を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。まず第1条でございますが、第23条第2項では、12月の勤勉手当支給月数を0.1月、再任用職員については0.05月それぞれ引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.3月に、再任用職員については2.25月とするものでございます。附則第11項では、勤勉手当の支給月数の改定に伴い、特定職員、これは55歳以上で6級以上の職員を指しますが、その特定職員の勤勉手当の調整率を改訂するものでございます。給料表では、別表第1、行政職給料表を引き上げて改訂し、平均改訂率を0.2%とするものでございます。また別表第2、医療職給料表についても、行

政職給料表との均衡を基本に引き上げるものでございます。

次に、第2条でございますが、第13条では扶養手当を見直し、配偶者に係る手当額を月額1万3,000円から6,500円に減額し、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げるものでございます。

また、この見直しに伴い、第13条及び第14条において扶養手当の規定の整理等を行うものでございます。第23条第2項では、勤勉手当の支給配分を改訂するもので、これにより期末勤勉手当の6月期、12月期の支給配分が改訂となるものでございます。附則第11項では、勤勉手当の支給配分の改定に伴い、特定職員の勤勉手当の調整率を改訂するものでございます。なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条の給料表の改定は、平成28年4月1日から、同条の勤勉手当の支給月数の引き上げは平成28年12月1日から適用するものでございます。

また、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものでございますが、扶養手当の月額につきましては特例措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

日程第19「第58号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第58号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願います。平成28年度、豊能町一般会計補正

予算第6回でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,784万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,700万円とするものでございます。補正後の款、項の区分及び歳入歳出予算の金額は2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の補正でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。御審議をいただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（福岡邦彬君）

日程第20「第59号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第59号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について、提案理由の説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願います。平成28年度、豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3回でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,137万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明申し上げます。6ページをお開きください。款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の15万8,000円は第58号議案にありました人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。5ページをごらんください。款8・繰入金、

項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金の15万8,000円は歳出の職員給与費等の全額を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議をいただき、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、明日12月6日午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもお疲れさまでございました。

散会 午前10時35分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

第43号報告 職員の退職管理に関する条例制定の件

第44号報告 豊能町附属機関に関する条例改正の件

第45号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件

第46号議案 豊能町特別会計条例改正の件

第47号議案 豊能町税条例及び豊能町国民健康保険健康保険税条例改正の件

第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件

第49号議案 豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件

第50号議案 指定管理者の指定について

第51号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件

第52号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

第53号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

第9号認定 平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について

第54号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件

第55号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件

第56号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第57号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第58号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件

第59号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番